

平成十九年十一月二十七日受領
答弁 第二四 五号

内閣衆質一六八第二四五号

平成十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出「フイブリノゲン製剤等に関する相談窓口」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成十六年十二月九日付けで、フィブリノゲン製剤の納入先とされている医療機関を公表するとともに、公表に際して、当該医療機関に対して、可能な限り、フィブリノゲン製剤を投与されたことが判明している方々に投与の事実の伝達及び肝炎ウイルス検査の受検の呼びかけを行うよう協力を依頼したところである。

二について

厚生労働省としては、お尋ねのフィブリノゲン製剤の納入先とされている医療機関の再公表については、同省ホームページに掲載している約七千の医療機関の名称を新聞を活用して改めて広報することとしているが、その具体的な時期については、現時点では未定である。

また、お尋ねの第Ⅷ因子製剤及び第Ⅸ因子製剤の納入先とされている医療機関の再公表についても、これを行うこととしているが、現在、その方法等について検討しているところである。

三の①について

お尋ねについては、平成十九年十一月十五日、十六日及び十九日の三日間においては、二十台の電話回線を設置し、時間帯に応じて、十一人から二十一人の厚生労働省の職員で対応したところである。

三の②及び③について

お尋ねについては把握していないが、「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」において、今月十九日までに、二千三百四十件の相談に対応したところである。

三の④について

お尋ねの相談内容は、肝炎の治療に対する医療費の助成に関する事項が最も多く、当該相談に対しては、現在、政府において具体的に検討している旨を回答しているところである。

四について

お尋ねについては、今後の相談実績等を踏まえて、必要に応じ、検討してまいりたい。